

第6回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成29年12月21日(木) 午後4時00分～午後5時30分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(13名)

| | | | | | | | |
|----|------|----|------|----|------|----|------|
| 1 | 高田洋一 | 2 | 赤松拓也 | 3 | 松岡照明 | 4 | 中平勝則 |
| 5 | 二宮正宏 | 7 | 高田光一 | 8 | 芝貞弘 | 9 | 古用敏彦 |
| 10 | 山本一人 | 11 | 清家壽秋 | 12 | 青木武司 | 13 | 谷口雄記 |
| 14 | 川平定計 | | | | | | |

4. 欠席委員(1名)

| | |
|---|------|
| 6 | 有田亜佳 |
|---|------|

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第30号 非農地証明願について
- 日程第5 議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第6 議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
- 日程第7 議案第33号 鬼北町農地原型変更に関する取扱要綱の一部を改正する告示について
- 日程第8 報告第3号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

6. 農業委員会事務局職員

| | | | | | |
|----|------|----|-----|----|-----|
| 局長 | 松本秀治 | 次長 | 坂本誠 | 主事 | 毛利巧 |
|----|------|----|-----|----|-----|

7. 会議の概要

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>定刻となりましたので、ただ今から第6回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p> |
| 会長 | <p>12月の後半に入りまして、大変忙しい時期になっています。</p> <p>今日は第6回農業委員会総会ということで、いつもと時間が異なり4時開催ということですが、後の会も控えていますので先日配られました次第に基づき審議していただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの出席委員は、13名であります。</p> <p>有田亜佳委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>また推進委員で鎌田正信委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第6回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p> |
| 議長 | <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に9番 古用敏彦委員、10番 山本一人委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>日程第2 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>それでは順位1番について、松岡照明委員より説明願います。</p> |
| 松岡委員 | <p>議席番号3番 松岡です。</p> <p>議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p> |
| | <p>【議案書に基づき、議案第28号 順位1番 説明】</p> |
| 松岡委員 | <p>12月18日に譲受人、事務局1名、末廣推進委員、私の計4名で現地調査を行いました。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>譲渡人は遠方に居住しているため現地調査には立ち会うことができませんでしたが、電話にて申請内容について確認をしています。 続いて現地調査で確認しました内容を調査書に基づき報告をします。</p> |
| | <p>【調査書に基づき、議案第28号 順位1番 説明】</p> |
| 松岡委員 | <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見等なし)</p> |
| 議長 | <p>はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> |
| 各委員 | <p>異議なし。</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 よって、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。</p> |
| 議長 | <p>続いて順位2番について、二宮正宏委員より説明願います。</p> |
| 二宮委員 | <p>議席番号5番 二宮です。 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。</p> |
| | <p>【議案書に基づき、議案第28号 順位2番 説明】</p> |
| 二宮委員 | <p>12月18日に譲受人、事務局1名、井伊推進委員、私の計4名で現地調査を行いました。 譲渡人ですが体調不良のため現地調査に立ち会うことができませんでしたが、譲受人に任せるといことです。 続いて現地調査で確認しました内容を調査書に基づき報告をします。</p> |
| | <p>【調査書に基づき、議案第28号 順位2番 説明】</p> |
| 二宮委員 | <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。</p> |
| | <p>(質問、意見等なし)</p> |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 |
| 各 委 員 | 異議なし。 |
| 議 長 | 異議なしと認めます。 よって、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。 |
| 議 長 | 続いて順位3番について、有田亜佳委員が欠席なため事務局より説明願います。 |
| 事 務 局 | 有田亜佳委員が欠席なため事務局より議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。 |
| | 【議案書に基づき、議案第28号 順位3番 説明】 |
| 事 務 局 | 12月18日に譲渡人、譲受人、事務局1名、有田農業委員、上甲推進委員の計5名で現地調査を行いました。 続いて現地調査で確認しました内容を調査書に基づき報告をします。 |
| | 【調査書に基づき、議案第28号 順位3番 説明】 |
| 事 務 局 | 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。 |
| 議 長 | ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。 |
| | (質問、意見等なし) |
| 議 長 | はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 |
| 各 委 員 | 異議なし。 |
| 議 長 | 異議なしと認めます。 よって、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。 |
| 議 長 | 日程第3 議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 それでは順位1番について、二宮正宏委員より説明願います。 |
| 二 宮 委 員 | 議席番号5番 二宮です。 議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。 |
| | 【議案書に基づき、議案第29号 順位1番 説明】 |

| | |
|------|---|
| 事務局 | 12月18日に譲渡人、譲受人、事務局1名、井伊推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 現地調査で確認した内容を調査書に基づき報告をします。 |
| | 【調査書に基づき、議案第29号 順位1番 説明】 |
| 二宮委員 | 以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく申し上げます。 |
| 議長 | ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。 |
| | (質問、意見等なし) |
| 議長 | はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 議長 | 異議なしと認めます。 よって、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 |
| 議長 | 日程第4 議案第30号「非農地証明願について」を議題といたします。 順位1番について、中平勝則委員より説明願います。 |
| 中平委員 | 議席番号4番 中平です。 議案第30号「非農地証明願について」順位1番の説明をします。 |
| | 【議案書に基づき、議案第30号 順位1番 説明】 |
| 中平委員 | 12月18日に申請人、事務局1名、古用農業委員、二宮推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 現地調査で確認した内容を調査書に基づき報告をします。 |
| | 【調査書に基づき、議案第30号 順位1番 説明】 |
| 中平委員 | 以上により、申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。 ご審議の程よろしく申し上げます。 |
| 議長 | ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。 |
| | (質問、意見等なし) |
| 議長 | はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第30号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非農地とすることにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第30号「非農地証明願について」、順位1番は、申請のとおり非農地と決定させていただきます。</p> |
| 議 長 | <p>日程第5 議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。</p> <p>なお、順位35番から40番までは委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規程により議事参与の制限がございます。</p> <p>まず、順位1番から34番を一括審議し、順位35番から40番は該当委員退席後に審議します。</p> <p>順位1番から34番まで事務局より説明願います。</p> |
| 事 務 局 | <p>はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。</p> <p>読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。</p> |
| | <p>【議案書に基づき、議案第31号 順位1番から34番 説明】</p> |
| 事 務 局 | <p>以上でございます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、順位1番から34番の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p> <p>ご意見ありませんか。</p> |
| 高 田 委 員 | <p>議長。</p> |
| 議 長 | <p>高田委員。</p> |
| 高 田 委 員 | <p>議席番号1番 高田です。</p> <p>今、法人の説明があったのですが、代表取締役の〇〇〇〇さんの農業従事日数が200日、皆さんご存知だと思いますが、この方、特別養護老人ホーム等手広く事業をされていまして、現実的に200日農業に従事することが可能か客観的に考えても難しいのではないかと思います。そここのところについて今後指導していくといった方針があるのでしたら教えていただきたいと思えます。</p> |
| 事 務 局 | <p>議長。</p> |
| 議 長 | <p>事務局。</p> |
| 事 務 局 | <p>その件については高田委員が言われるとおり事務局も考えていたので、申請があった際に本人に間違いはないですかと確認したところ、「間違いありません。今もしています。」と話がありました。</p> <p>それと先ほど説明しました、もう1人の〇〇〇〇さんといわれる方が300日はするということになっておりましたので、その辺で肥培管理が大丈夫かなと考えた次第です。</p> <p>本人が200日すると話しているのでもらうと信じているところです。</p> |

| | |
|---------|---|
| | 以上です。 |
| 高 田 委 員 | 議長。 |
| 議 長 | 高田委員。 |
| 高 田 委 員 | <p>〇〇〇〇さんが農業従事日数300日ということですが、皆さんご存知のとおり〇〇町では有数の専門農家という実態があります。</p> <p>かなりの耕作地があると思いますので、法人の方に労働力を持ってくるのは不可能だと私は考えますので、今後この法人については実際農業をきちっとするように農業委員会としても指導する必要があると思っていますので、事務局も監視的な視点でいてくれたらと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| 事 務 局 | 補足になりますが、借りられた農地は柚子を植えられるということです。 |
| 議 長 | 事務局。 高田農業委員から出ました意見については、注意してみるようにしてください。 |
| 事 務 局 | はい、わかりました。 |
| 議 長 | 他に意見はありませんか。 |
| | (質問、意見等なし) |
| 議 長 | はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から34番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |
| 各 委 員 | 異議なし。 |
| 議 長 | 異議なしと認めます。 よって、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から34番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。 |
| 議 長 | 〇〇〇〇委員は退席願います。 |
| | (〇〇〇〇委員 退席) |
| 議 長 | それでは、順位35番から36番について事務局より説明願います。 |
| 事 務 局 | 順位35番から36番について説明します。 |
| | 【議案書に基づき、議案第31号 順位35番から36番まで 説明】 |
| 事 務 局 | 以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | ただ今、順位35番から36番の説明が終わりました。 |

| | |
|-------|---|
| | これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。 |
| | (質問、意見等なし) |
| 議 長 | はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 35 番から 36 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |
| 各 委 員 | 異議なし。 |
| 議 長 | 異議なしと認めます。 よって、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 35 番から 36 番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。 |
| 議 長 | 事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。 |
| | (〇〇〇〇委員 着席) |
| 議 長 | 〇〇〇〇委員は退席願います。 |
| | (〇〇〇〇委員 退席) |
| 議 長 | それでは、順位 37 番について事務局より説明願います。 |
| 事 務 局 | 順位 37 番について説明します。 |
| | 【議案書に基づき、議案第 31 号 順位 37 番 説明】 |
| 事 務 局 | 以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | ただ今、順位 37 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。 |
| | (質問、意見等なし) |
| 議 長 | はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 37 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |
| 各 委 員 | 異議なし。 |
| 議 長 | 異議なしと認めます。 よって、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 37 番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。 |
| 議 長 | 事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。 |

| | |
|-------|---|
| | (〇〇〇〇委員 着席) |
| 議 長 | 〇〇〇〇委員は退席願います。 |
| | (〇〇〇〇委員 退席) |
| 議 長 | それでは、順位 38 番から 40 番について事務局より説明願います。 |
| 事 務 局 | 順位 38 番から 40 番について説明します。 |
| | 【議案書に基づき、議案第 31 号 順位 38 番から 40 番 説明】 |
| 事 務 局 | 以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | ただ今、順位 38 番から 40 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。 |
| | (質問、意見等なし) |
| 議 長 | はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 38 番から 40 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |
| 各 委 員 | 異議なし。 |
| 議 長 | 異議なしと認めます。 よって、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 38 番から 40 番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。 |
| 議 長 | なお、本日の日付で、異議の無い旨決定したことを町長に通知します。 |
| 議 長 | 事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。 |
| | (〇〇〇〇委員 着席) |
| 議 長 | 日程第 6 議案第 32 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)の決定について」を議題といたします。 なお、順位 1 番、2 番は委員の関係する案件ですので、議事参与の制限がございます。 |
| 議 長 | 〇〇〇〇委員は退席願います。 |
| | (〇〇〇〇委員 退席) |
| 議 長 | それでは順位 1 番、2 番について、事務局より説明願います。 |
| 事 務 局 | 順位 1 番、2 番について説明します。 |

| | |
|-----|--|
| | 【議案書に基づき、議案第32号 順位1番、2番 説明】 |
| 事務局 | 以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | ただ今、順位1番、2番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。 |
| | (質問、意見等なし) |
| 議長 | はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)の決定について」、順位1番、2番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 議長 | 異議なしと認めます。 よって、議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)の決定について」、順位1番、2番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。 |
| 議長 | 事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。 |
| | (〇〇〇〇委員 着席) |
| 議長 | 続いて、順位3について事務局より説明願います。 |
| 事務局 | 順位3番について説明します。 |
| | 【議案書に基づき、議案第32号 順位3番 説明】 |
| 事務局 | 以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | ただ今、順位3番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。 |
| | (質問、意見等なし) |
| 議長 | はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)の決定について」、順位3番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 議長 | 異議なしと認めます。 よって、議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)の決定について」、順位3番 |

| | |
|---------|--|
| | につきましては、原案のとおり決定させていただきます。 |
| 議 長 | なお、本日の日付で、異議の無い旨決定したことを町長に通知します。 |
| 議 長 | 日程第7 議案第33号「鬼北町農地原型変更に関する取扱要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。 事務局より説明願います。 |
| 事 務 局 | 議案第33号「鬼北町農地原型変更に関する取扱要綱の一部を改正する告示について」、事務局より説明します。 |
| | 【議案第33号 説明】 |
| 事 務 局 | 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。 |
| 中 平 委 員 | 議長。 |
| 議 長 | 中平委員。 |
| 中 平 委 員 | 議席番号4番 中平です。 第4条で工事期間は原則3月以内、第6条で工事延長期間は原則3月以内とありますが、合わせて6月ということですか。 そうすると工事期間が3月超えてしまいますが。 |
| 事 務 局 | 今までは当初の申請で工事期間が3月、延長の申請で更に3月の合計6月で、それでも足りない場合は、当初の申請を添付書類も併せて再度提出してもらったようにしていました。 ただ、広い面積の埋め立ての場合等、6月で終わらないものもあるだろうということで、当初の申請について原則3月ですが、会長が認める場合は最長1年かまわない。 同様に延長の申請も原則3月ですが、会長が認める場合は最長1年かまわないということです。 |
| 中 平 委 員 | 埋め立てに1年掛かるのは特異なケースなので、当初の申請で1年するのであれば、延長の申請も3月ではなく1年でかまわないのではないのでしょうか。 期間を3月、6月、1年では複雑だと思います。 |
| 末 廣 委 員 | 議長、かまいませんか。 |
| 議 長 | 末廣推進委員。 |
| 末 廣 委 員 | 推進委員の末廣です。 第4条で「工事期間は原則3月以内とする。ただし、会長が認める場合は、この限りでない。」「前号ただし書きの規程により認めることができる工事期間は、1年以内とする。」とありますが、第6条で同じようなことが記載されています。 |

| | |
|------|---|
| | これは恐らくどちらか要らないと考えます。 |
| 事務局 | 第4条が当初の申請についてで、第6条が延長の申請についてです。第4条で当初3月の申請をする場合と1年の申請を場合もありますし、第6条で当初3月の申請をしていたけども1年延長することができます。なので、会長に認められて当初1年の申請をして、延長の申請も会長に認められて1年とした場合、工事期間を2年設けることができます。 |
| 末廣委員 | 今までは3月だったものを最長1年かまわないということですか。 |
| 事務局 | はい、今までは3月でしたが、面積が広くて3月で終わらないようなところを、3月毎に申請してもらうのは現実的ではないので、当初から1年の申請をしてもらうことができるということですか。 |
| 中平委員 | それでしたら延長の申請を原則3月にするのではなく、1年にすることはできないのですか。 |
| 谷口委員 | 議席番号13番 谷口です。 私が思うのは最初から1年にしてしまうと、工事を早く終わってもらわないといけない業者に余裕を与えてしまうので、提出される資料や現場から1年必要か判断するほうが良いと思います。 |
| 中平委員 | その考えでいくのであれば、逆に当初1年、延長3月とした縛りを設けたほうが良いのではないのでしょうか。 当初1年で、延長も1年とすると2年になりますので、そういった申請は普通は無いと思います。 なので、早く工事を終わらせるためにも延長は3月としたほうが良いと思います。 |
| 事務局 | ですから、1年とするのはただし書きで会長が認める場合としています。原則3月としています。時間が掛かる面積の広い土地を埋め立てする場合もあるので、会長が認めた場合は最長2年かまわないとしています。 |
| 中平委員 | 2年掛かるような場合であれば、別の申請の仕方をしていただいで、延長はあくまでも終わりが分かっているわけですから、1年ではなく3月のほうが良いと思います。 |
| 谷口委員 | 私が前回出した意見というのは、3月毎に申請するとなると業者も大変ですし、自分もその度に状況を確認しないといけない、そうすると工事期間が長くなりそうな大きな工事は半年に1回となったりしたほうが良いと思ったものです。 |
| 末廣委員 | 議長、かまいませんか。 |
| 議長 | 末廣委員、どうぞ。 |
| 末廣委員 | そもそも2年掛かるような農地原型変更を認めること自体がいかげなものかと思っています。 通常は一作休んで、次の年頑張りましょうということで農地原型変更をするのではないかと思っています。 |

| | |
|------|---|
| 高田委員 | 議長。 |
| 議長 | 高田委員。 |
| 高田委員 | 第6条が新しく作られています、それが第4条と重複して記載されているようになっていますので、もう少し整理したほうがいいと思います。 |
| 谷口委員 | 事務局が抱えている問題や、農業委員を考慮しての提案かもしれませんが、極端なことを言うと、今3月でやっているのを6月にしてもらったのもかまいません。 |
| 高田委員 | もう1点は先ほど末廣委員が言われたように、工事期間2年は長いと思います。 |
| 青木委員 | 議席番号12番 青木です。 原則3月、会長が認める場合は1年とありますが、これが当初の申請で1年3月設けて、延長で更に工事期間を設けることができると考えてしまいますので、分かりづらいのではないかなと思います。 |
| 議長 | 問題は業者に委託したときに、土の確保の関係だと思います。 |
| 谷口委員 | 現実問題として農地を整備してやっていこうと思ったら、十分な資金がある人はお金をかけてやっていくほうが将来的にいいと思いますが、表現が悪いですが資金が無い人は色々ところで出た土を集めてやっていく状況ですので時間が掛かります。 時間が掛かると3月で間に合わなかった、また書類を出さなくてはいけない、もうあきらめようかとなってしまいます。 これからはそのことも考慮していく必要があると思います。 |
| 事務局 | 工事期間について意見が出ていますが、1年とする場合について、これはただし書きで会長が認める場合となっていて縛りが付いていますので、認められなければ今までどおりの当初3月、延長3月の6月になります。 |
| 末廣委員 | 今までは6条がなかったわけですね。 |
| 事務局 | はい、今までは6条がなく3月毎に申請してもらってました。 |
| 中平委員 | かまいませんか。 災害とか特別な場合にのみ、これを定めてはいけないのですか。 |
| 谷口委員 | 私の提案は、皆さんで協議して面積とか期間にこだわらず、分かりやすい方向で進めてもらったと思っています。 事務局には、書類を何回も出す必要がないように、この様式を出すことで工事期間が延長できるような方法でもかまわないと話しました。 基本的には今までどおりなのがベストです。 なぜなら工事期間が長くなるような事例はそんなには無いと思います。 特異なときにそういったことができるよう1つの案といったものを作ってもらったらいいいので。 |

| | |
|------|---|
| 中平委員 | そのため、どの事例もかまいませんという風にしてしまうと問題が大きくなってしまいますので。 |
| 谷口委員 | いままでどおり原則3月でやっていかないといけないと思うし、これから先、私が担当した案件のようなのが数多く出てくるとは限らないから、ただ出てきたときに、そういったものを農業委員会の中で作ってもらっていたら、次の人に繋げていくときもいいんじゃないかなと想像するので。 まあ今回はこれで決めるのではなくて、事務局にもう1回練り直してもらったと思います。 |
| 高田委員 | 改正する目的は、申請者が何度も書士さんにお金を払って費用がかかるのと、理事者に何度も判子をもらいに行かないといけないので、大規模なものは申請者の手間とか費用を考えたり、そこらを簡略化したりしてあげたらというのが目的です。 |
| 谷口委員 | 今、高田委員が言われたとおり、最初判をついてもらえたけども、次は判をもらえなかったのもう止めないといけないという事例があったもので、そこらへんの問題もないとは言えません。 申請者本人が判をもらいに行ったりしたときに問題が起こって困ったことがあったので、少し期間を長くしてもらえたらと思ったもので。 |
| 議長 | ただし書きで会長が認める場合となっているので、会長が認めなければ今までどおりの原則3月のままなのです。 ただ万が一そういうものが発生したときに、その都度全体で協議するよりかは要綱の中に落としこんでいたら、会長も無責任に認めるわけではなく、認めたとしても1年以内です。 しようとする意図は理解してもらえていますか。 |
| 末廣委員 | やっぱり分かりづらいのと2年は長い気がします。 |
| 議長 | 分かりづらいですか。 |
| 赤松委員 | かまいませんか。 推進委員の赤松です。 第6条に書かれている原則3月が分かりづらくしているのではないかと思います。 思い切ったのけてしまって、会長が認める場合に延長を最長1年とするとしたほうがすっきりするのではないのでしょうか。 |
| 事務局 | 今までの原則3月の流れがありますので、原則の救済で会長が認める案件については、3月で終わらないのが分かっているものは1年認めましょうという形にしておかないと、3月という今までの原則がありますので、基本的にはただし書き以降に該当してくるものはほとんど無いと思っていただいて、基本は今までどおりの3月です。 ただし書きをいれているのは、谷口さんの事例のような救済処置として、3月毎だと何回も申請して手間も費用もかかるので1年ぐらひはかまわないのではないかという事です。 |

| | |
|---------|--|
| 議 長 | 色々な意見を出していただいたのですが、やろうとする意図は理解していただいたと思いますし、こういうのを作ったからといって無制限に1年の申請、1年の延長で2年させるというわけではありませんので、やらせてもらうというのはどうですか。 運用は厳格にさせていただきます。 よろしいですか。 |
| 赤 松 委 員 | もう1つかまいませんか。 |
| 議 長 | どうぞ。 |
| 赤 松 委 員 | 推進委員の赤松です。 規程や規約、こういった書き物はこのように考えたら、こう解釈できるというのは駄目だと思います。 考え方の違いや解釈の違いで別の捉え方がでては困るので、誰が考えてもこの解釈しかできないとするひつようがあると思います。 皆が一通りの解釈しかできないのであれば異を唱えることはありません。 |
| 議 長 | 色々な意見があると思いますが、運用してみて、明らかに問題が出るようでしたら要綱の変更という事でまた農業委員会総会の席で審議しましょう。 未来永劫変えることができないというわけではないので、そういうことでやらしていただくというのはどうでしょうか。 |
| 各 委 員 | はい。 |
| 議 長 | 色々ご意見もでしたが採決いたします。 議案第33号「鬼北町農地原型変更に関する取扱要綱の一部を改正する告示について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |
| 各 委 員 | 異議なし。 |
| 議 長 | 異議なしと認めます。 よって、議案第33号「鬼北町農地原型変更に関する取扱要綱の一部を改正する告示について」、原案のとおり決定させていただきます。 |
| 議 長 | 日程第8 報告第3号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」、順位1番の報告を行います。 事務局より説明願います。 |
| 事 務 局 | 報告第3号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」、順位1番の説明をします。 |
| | 【議案書に基づき、報告第3号 順位1番 説明】 |
| 事 務 局 | 以上で報告を終わります。 |
| 議 長 | ただ今、事務局からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。 |
| | (質問、意見等なし) |

| | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | 以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。 |
| 議 | 長 | 以上で第6回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。 |
| | | |
| | | 議事録署名委員 |
| | | 9番 |
| | | |
| | | 10番 |
| | | |